

23 陳情 第22号	旧渋谷川暗渠上の道路計画に反対する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成23年9月6日受理、平成23年9月16日付託
陳情者	新宿区内藤町————— ————— 世話人代表 ————— ほか100名

## ( 要 旨 )

1 本件は、昭和59年(1984年)5月11日に新宿区土木部管理課、計画課から新宿区内藤町住民(以下「私達」と記します。)に対し、「新宿御苑東側沿いの内藤町1番地先旧渋谷川暗渠上約450メートルの区管理地(以下『当該地』と記します。)を道路にする。」との説明がありました。これに対し私達住民は、この計画の実施が内藤町のまちづくりに於いて防犯、防火、防災、風紀上で多大な危険と弊害をもたらすことを訴え、この道路計画に反対し続けてきました。

現在、計画の説明から27年が経過しましたが、当該地の状況は当時と何ら変わることはなく、計画は事実上凍結した状態です。

よって、昭和59年に説明のあったこの計画を白紙に戻して下さい。

2 今後、再び、当該地に何らかの計画を立てる場合には、私達に対し十分な説明をし、地域の意見を斟酌して下さい。

## ( 理 由 )

1 地勢上道路にするには防犯等不適切な場所であること。

当該地は、内藤町1番地先の旧渋谷川(玉川上水分水)跡地を利用して設備された都の下水道局が管理する約2メートル四方(鉄筋コンクリート造り)の下水道千駄ヶ谷幹線の暗渠上部に土を盛った距離約450メートルの場所である。西側境界は新宿御苑、東側境界は内藤町住宅、双方のコンクリート柵又は擁壁等に囲まれ、昔の川幅2~4メートルの狭隘で高低差がある曲折した地形であります。不特定多数の人が通行する道路になれば、見通しが利かない歩行者にとって逃げ場がない危険な地帯となり、また私達住民にとって防犯、防火、風紀上の弊害対策を取ることが困難であります。

2 新宿区の自然環境保護のために当該地に道路を設けるべきでない。

当該地は、旧渋谷川が下水溝の暗渠となって以来約47年間、途中で新宿御苑災害時広域避難場所への非常門2か所があって、内藤町等住民の災害避難通路に利用される(町の防災訓練も行われています。)以外は外部よりの進入禁止地域になっていることにより、昔からの御苑の森と一体となっている歴史的な自然の佇まいが残されています。この御苑東側の貴重な地を一旦道路にすれば、御苑から四谷の町に流れる冷涼効果にも影響を与え、内藤町の良好な住宅地の様相が変わってしまいます。

平成 1 3 年 1 1 月新宿区内藤町地区地区計画決定がなされ、以来内藤町まちづくり推進協議会はじめ私達は、内藤町の良好な環境の維持のため活動いたしております。

この長年の自然環境が保全された地域に対する評価については、また道路化における町の防犯等の危惧については、過去何度も現地を視察され、審議された区議会議員の方々のご意見として理解を示した環境建設委員会記録が残されております。

本件は、昭和 5 9 年 9 月 2 6 日付で、新宿区議会議長及び新宿区長に対して道路計画に反対する陳情をし、その後現在まで継続審査中であります。

このたび議員の任期満了に伴い平成 2 3 年 4 月 3 0 日付を以て上記陳情が審議未了になったことのご通知を受けました(23新議議第 1 2 号)。長年に亘る本陳情をご審議のうえ採択されますよう、ここに改めて陳情書を提出いたします。